

○会議録

- 会議の名称：近江八幡市文化振興に関する条例等検討委員会 第2回
- 開催日時：平成25年7月17日（水）19:00～21:00
- 開催場所：近江八幡市役所西別館第6会議室
- 出席者：
 - （委員） 中川委員長、津村副委員長、石丸委員、岡委員、城念委員、随井委員、徳山委員代理、中江委員、三村委員、吉井委員、吉田委員
 - （事務局） 総合政策部文化観光課 木俣次長兼課長、亀岡課長補佐、首藤副主幹
- 欠席者：
 - （委員） 秋村委員、岡本委員、久保委員

第2回 次第

開会

1. 挨拶

2. 協議事項

- ・ 条例案の方向性と文案について

（資料） 地方自治体における文化芸術の振興に関する条例

（大阪市・豊中市・吹田市）

条例素案

3. その他

次回の予定など

【会議詳細】

- ・ 開会あいさつ

- ・ 以下進行は委員長

（委員長） みなさん、今晚は。前回会議の振り返りについてはよろしいか。よろしければ、早速、条例案の議論に入らせていただきます。旧近江八幡のほうでは文化振興の基本計画はできていたが、一方、安土では計画はなかったが、非常に個性的な景観を重視した条例はあった。相互の良いところをわかちあって条例をつくろうというところは確認したと思う。ご用意いただいた資料、完成度の高い市の条例を参考資料として配布している。順次、意見をお願いしたい。

（委員） 国の法律があって、市でも条例をつくられる。近江八幡市は歴史文化、全国的に見ても誇れるものがある。

（委員） 条例には目的がいる。目的に沿った指針にしていきたい。

（委員） 国の法律や県の条例、資料を読ませてもらい、安土の文化条例は、大きなとらま

え方をしている意味おもしろい、安土らしい条例と思う。今回、条例素案を出していただいた中で、基本理念についてですが、吹田市の条例の基本理念など見せていただくと、市民の役割が素案の中になく思う。第4条に市民の役割とあるが、あまり縛るのはどうか。基本理念に充足させれば、この条文はいらないのではないか。それから、第5条ですが、第2項の次に「(1)を削除して以下を繰り上げ」というのはどういうことですか。

(事務局) こちらの作業過程で、消去忘れで、違う項目を(1)としていたのを削除する際に残してしまったもので、この文章自体を削除してください。

(委員) わかりました。次に、第5条の第3項に「(財政上の措置・・・を削除)」とあるが、同じことで、財政上の措置を書いていたのを消したということですか。削除された意味はなにか。財政支援はしないということですか。

(事務局) そうではなく、他の条文との重複を避けるということです。

(委員) 実施のために必要な体制を整備するという。文言は分からないが、必要な助言・支援をするなど、条例では簡単にいう、ある程度含めないといけないのではないか。裏返しで、条例に書いてないとすると、体制を整備するというだけでは厳しいかなというところがひっかかった。

(委員) 気が付いたところとして3点ある。まず1点は、先ほどの方と同様で、体制は整備するということではあるが、「財政上」のことは記述があった方が良く考える。吹田市は「務めるものとする」ではあるが条例に書いてあるので、そういう裏付けというものが必要と思う。2点目は、文化財保護の国の法律との関係です。国の法律が何重にもあろうと思うが、それについてと、わが市の条例との関係を整理しておくことが必要ではないか。何をするにも文化財保護の法律があるのに、その関係はどうかということである。もう1点は、前文で、「中山道、朝鮮人街道」と書かれているが、普通名詞としてだと思うが、この表記はどうかと思う。交通看板では朝鮮人街道という言葉は消しておられ、今は県道2号線と書いておられると思う。朝鮮人街道というのは固有名詞というのなら良いが、仮に普通名詞とするなら、なにか問題は残るのではないか。

(委員) 条例素案は全体的に網羅されていると思う。ただ他のところと比較して、前文、基本理念に関しては、もう少し深く掘り下げる方が良く思う。前文に関しては、安土地域は信長の時代からの歴史的な流れと、また八幡的な流れというのを書いたらどうかと思う。基本理念はもう少し具体的にした方が良く。

(委員) まず、前文ですが、読んでいてひっかかるところがある。もっと違うところがあると思うので、表現はうまくできないが、前文はもう一度見直した方が良く。もともと条例素案は、八幡の計画の上に安土のものをつけかえたようなもので、それでどうかと感ずるところがある。財政上のことを先ほど言われたが、市の負担がきちんと担保されているのか気になりました。文化振興の目線から表現的なことで、ちょっと違

うというところがある。他の表現でもう少し分かりやすい、なるほどという表現にしてほしい。

(委員長) 今おっしゃてるのは第3条のことですか。

(委員) 全体にと、第5条(市の役割)のところですか。

(委員) 第9条(すべての市民の参加)と第13条(文化活動の担い手の育成)のところですが、もう少し・・何か足りないように思う。

(委員長) もう少し詳しく書いた方が良いですか。

(委員) そうです。

(委員) このような会議は初めてなので、どういう関わりをさせていただいたら良いかわからないが、条例素案をみて思うのは、他市町村を参考にまとめられて内容的にはこのようになるのかと思うが、新しくつくられる割には、どこの市町も同じようなものに見えて、あまりおもしろくないと感じた。今回、合併して新しくつくるというのであれば、もう少し、近江八幡らしさを入れた方が良い。この素案は、たたき台だとは思いますが、安土町文化条例をみると安土町色が強くでているので、この条例では、もう少し近江八幡市独自の内容を入れてほしいと思う。

(委員) 細かい部分は基本計画の中に書けばよいと考える。条例は、次の世代の方が見たときに、ぱっとわかりやすいものにしておく方が良い。あまり書きすぎると、実際にやろうとしたときにできるのかどうか。細かいこと、たとえば、財政についても基本計画の中で記せばよいと思う。また、近江八幡らしさというのは、たぶん今の市民性が近江八幡らしさをつくる、市民の心が近江八幡をつくるのですから、市民が参画しやすいような条例をつくれればよいと思う。

(委員) 具体的な内容は、計画のほうでよいと思う。参考資料の3市で、前文をみますと、吹田市だけは、大阪のまち、地域のことが出てきているが、他の2市については、芸術文化・文化芸術と。どちらが良いのかは意見が分かれると思うが、個人的には大阪市・豊中市のような形でよいのではと思う。したがって前文をもう少し肉付けをしたらよい。具体的なことは計画のほうでよい。

(委員長) ありがとうございます。これまでの意見を方向付けしたい。いただいたご意見は、前文に関するご意見がかなりあった。前文については第2案、第3案がいるのかと思う。その他、基本理念は、第3条第1項～第3項であるが実際できるのか、事務局で素案をつくられた経過をお聞かせいただきたい。次の第4条(市民の役割)については、なくてもよいという意見があったが、市民の義務ではなく役割である。後ほど検討委員会の中で議論を願いたい。次に文化財保護に関する安土らしさ、安土のカラーがありますが、第11条(歴史的文化遺産)のところで反映できないかどうか、これについては事務局から見解をお願いしたい。次に、第5条(市の役割)のところ、他の自治体のこともあるが、これについても事務局から見解をお願いする。次に、第9条は、すべての市民の参加というわりにはあっさりしすぎではないか、第13条(文

化活動の担い手の育成)もあっさりしているのではないかというご意見があったので議論をお願いしたい。最後に二人の委員がおっしゃったことが、方向付けになると思うが、幻想を持ってしまう面があるので、最初にちょっと話をする。これは条例で、基本計画ではないので、ここにあまり具体的な事業イメージを盛り込むことをご期待なさると、非常に期待はずれに終わる。この条例が成立すると、その時点で第6条、文化振興基本計画を定める義務が発生する。その中に理念を盛り込む。条例ができ、次に、基本計画ができ、あわせて審議会が発足する。この3点セットが完成する。これを支えるのが条例であると思う。多くの自治体では、基本計画がなく、条例もない、というのが大多数であると思う。これまで国なり文部科学省なり文化庁なりが補助金を出してリードしてくれていた。西暦2000年4月に自治事務になって、条例がないといけない状態になった。禁止を書けるものでもないのに条例がなくても無視してこられた。しかし、首長が変わるごとに計画が消滅、反対に思いつきで美術館建設などが行われた。安定的に文化施策を行うためには条例が必要となる。旧市では計画をつくられており、条例を作ろうとした。反対に安土町では条例があった。合併して、双方のいいところを合わせて条例をつくることになった。

それでは、前文に関してご意見があったので、まず「朝鮮人街道」について事務局の見解をお願いします。

(事務局) 業務上の慣れから使用したが、おっしゃるようにもう少し吟味すべき単語と感じている。現状に朝鮮人という単語についてはご指摘のとおりと感じている。このままで良いとは思っていません。

(委員長) 朝鮮通信使街道か。

(事務局) 次の八風街道もある。「朝鮮通信使の道、鈴鹿越えの道」に変えると整合がとれると思う。

(委員長) 朝鮮通信使が通られた街道というのは有名ですよ。

(委員) 滋賀県の場合は、その人たちが通る特別の道だという意味あいがある。「朝鮮人街道」という言葉は近代になってできた言葉です。それでも一般の人はどう解釈されるか。歴史的事実であるからよいということでもないと思うが。

(委員長) これについては、事務局が言われたように、「朝鮮通信使の道、鈴鹿越えの道」などに変えた方が良いのか。

それから、安土の人の立場からみて、この書きぶりでは足りないですか。

(委員) 前文の最初に「県内では最古最大級の瓢箪山古墳」とあるが、最古ではないと思う。

(事務局) これは史跡の中でというのではなく、古墳の中でという意味です。ただし評価はゆらいでいるので「級」とつけています。

(委員長) よろしいか。他に安土の方からご意見はありませんか。

(委員) 前文には安土のことは3つ入っています。4つのうち3つ入っています。

- (委員長) それから、吹田市ぐらいに書いた方が良くはないかという意見もあった。秀次のことなど時代をおって順番に並べてみるのもどうですか。今更よろしいでしょうか。
- (委員) たとえば吹田市の条例ですが、立地要件などが書いてあって、半分が市町村のPRになっている。だれもが読んで簡単に理解できるものというのなら、条例には詳しくなくてよいと思う。そのかわり、条例を受けて基本計画ができてくるので、そこに策定にあたっての近江八幡市の背景であるとか目的について、思いを書き添えていただく方が良く思う。
- (委員長) それでは、前文に関しては今いただいたご意見をもとに、もう一度検討し、もう少しカラフルに、楽しみながらやりましょう。歴史的要件として要衝の地であったことなどを書き込む。そこから歴史資産を活かした現在の近江八幡のことなど。滋賀県内というだけでなく日本における地位である近江八幡をもっと書いてはどうですか。近江八幡市は、文化庁からの文化芸術創造都市をもらっているでしょう。
- (事務局) 文化芸術創造都市の第1回の文化庁長官表彰を受けています。
- (委員長) そのことを書いてはどうか。
- (事務局) わかりました。
- (委員長) 第1回では近江八幡市のほか、横浜市、金沢市、第2回は札幌市などが表彰だった。もう少し前文には書き添えていただき、会議で議論する際には、削っていく作業をする方がしやすい。
- では、次、第3条の基本理念にうつります。これは解釈によっては、第1項第2項第3項でカバーできているという言い方もあるかと思うが、事務局から素案作成された説明をお願いします。
- (事務局) 他市の条文を参考にすればするほど、いろいろあるということがわかり、一つ一つの項目について振り分けた結果です。できるだけ他市を見比べる中で、あるいは、これまでの近江八幡市、安土町の条文を見比べる中で、スパッと落ちることがないように素案作成の作業をした。市役所の庁内関係課と議論した土台があった。それを加工した途中の作業として、その際「財政上・・・」などの消し忘れなどがあった。
- (委員長) 豊中市の条例も吹田市の条例も、従来でいう文化振興基本法で描かれている文化的権利の概念は、ほぼクリアされている。第4項、第5項は、プラスαの部分です。必須不可欠なのが第1項、2項、3項であるので、これがこの素案の基本理念もそれが書かれていると思われる。これに付け加える要素があるということがあればご意見をいただきたい。
- (委員) この第4項、第5項のところについて。「市民の役割」のところになるかと思う。基本理念のところには市民の役割をもってきてはどうか。当然、市民なくしては条例としての意味はないのであり、行政も関わっていかなければならない。国民・市民が関わっていくのは義務であります。義務を役割として第4条に書くのではなく、第4項、

第 5 項を合わせて、積極的に推進し次世代に引き継いでいかなければならない的などころを基本理念にもてば、第 4 条（市民の役割）として大上段に構えなくてもよいのではないかということを示している。

（委員長）どちらにも書く。主体は、やはり必要です。今おっしゃった意見によると、吹田市的な第 5 項を追加するというのでよいのではないですか。

（委員）そうですね。

（委員長）では第 4 条市民の役割はそのままで、第 3 条に吹田的第 5 項をいったん追加してはどうか。

（委員）わかりました。

（事務局）では、第 3 条に第 4 号をプラスする形で修正する。

（委員長）第 3 条に吹田市的なものをプラスする。吹田市条例にある第 4 号は市民自身が推進すべきこと、第 5 項は市民が未来につないでいかなければならないということ。第 5 項は近江八幡なら必要という意見もあろうと思う、歴史的都市ですから。またこの条項は市民に義務を与えるものではない。市民の責務と書いてある。努めるものとするというのは努力しましょうということ。しなければならないということではなく市民の努力義務です。罰せられるわけではない。

それでは、第 5 条にうつります。第 5 条第 3 項、市の文化振興施策の策定、体制整備のところ。吹田市は、体制上の施策を～務めるものとする。これが必要な体制を整備するものとするという素案です。

（委員）単に体制を整備するというだけでなく、ここでは、助言・支援は入れておいていただきたい。お金はどうするのかという立場にあるとは思いますが、助言・支援は入れてもらいたい。

（委員長）わかりました。第 5 条に助言・支援を追加する。環境整備その他の支援ということ。

（事務局）単独の 1 か条として第 5 条は長文になっており複雑になっている。この条例は、基本的には市が頑張らなければならないものとしていろいろなことを盛り込むことを考えていたところ、結果として不格好であったので若干 2 項目ほどスリムにしたのがこの素案です。

（委員）これは読みかえると、相互の連携が促進されるように支援が必要であって、やはり第 3 項はその上にくる。文化施策の策定及び実施のために、というところに、支援を必ず入れてもらい、支援体制を整備してもらわないといけない。条文を読むにあたっては、上段の方が重要項目であると思っておりますので、そのように理解するとうなるでしょうか。

（委員長）助言とか支援云々をどういふようにですか。文化振興施策の策定及び助言・支援のために必要な体制を整備するものとするというと、策定のための実施が、助言・支援だけになってしまうという気がする。第 5 項の書き方をもっと丁寧にした方がわ

かりやすいのではないのでしょうか。

(事務局) ここは、次回までに第 3 項と第 5 項の整合性を図ったものに工夫させていただきます。

(委員長) 吹田的に書いてあるのをみると、文化振興…に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとするところ。「努める」です。財政上の措置を講じるものとするところなくともよい。体制整備するのなら当然財政措置も必要となってくるものです。

(委員長) 次に第 9 条について。ここは、子どもから障がい者、外国人、女性、参加しにくい人が、すべての人が参加しやすいものにするという意味でしょうか。

(事務局) 豊中の 8 条、吹田の 9 条 10 条にわけてかかれてある。活動しにくい方々をどういうカテゴリー化するのかが微妙な時代状況にあるということで、いったんは「すべての」という形にしました。

(委員長) たとえば、草津で市民参加の推進条例ができるのですが、策定するとき、障がい者等という「等」をつけ、逐条解説の中で説明された。社会的少数者というところやこしいし、社会的弱者というところもあるだろう。外国人、高齢者、女性・・・。

(事務局) すべての市民にしたという。

(委員長) 障がい者、子ども等とするのか、何かうまくやれる方法を考えてみましょう。

次に、第 11 条について。これは文化財保護法との関係でいうと、どうなるのかという意見・質問があった。

(事務局) 文化財保護法をうけて、およそ市町は、文化財保護条例それに類する条例を整備し審議会を持っている。文化振興全般よりも、個別分野である文化財保護のほうに法整備されている。ただ、本市においては、これを抜きにした条例は、文化に関わる条例は考えにくい。次の段階で受けるものがあるということが別なところでみなさんが理解できればよいと考える。あえていうなら、この先にある文化振興の基本計画には、文化財保護分野との連携をきちんとするというところを、一項をいれておさめる考えである。

(委員長) ただいまの説明でよろしいか。文化資産は豊富です。ハードの整備は、文化財保護のほうに任せる。ハード整備されたものを活用する、文化的な伝統のほう、伝統行事、伝統芸能などを振興・発展させる。近江八幡には左義長の他、伝承するもの、まもらなければならないものはありますか。

(事務局) 左義長とあわせて、地域的には、太鼓や囃子などがある。いくつかの集落が一緒になって、今までなら祭りの中で自然とそなわっていたものがそうではなくなったので、すこし仕掛けてでも、子供たちあるいは中年層にも触れる機会をふやそうという動きは、補助金の仕組みもあって出てきている。

(事務局) 地域の祭りでやむなくテープ演奏を使っておられるところもあるが、生演奏の方がよい。

(委員長) 宗教行事というところ拒否される方もあると思うが、伝統的行事、そのような地域

のお祭りは、考え方によると防災訓練である。若い人が地域に参加して、異世代交流にもなっている。もう一回復活させようというのはいいですね。

次に第13条ですが、物足りないという意見があったがどうか。

(委員) 今までの議論でわかりました。

(委員長) では、まだほかに思いつくところはあるか。

(委員) 基本理念のほうで、3回ほど「なければならぬ」と出てくる。全体から見た中で、ここだけ3回も出てくるのはどうかと思う。

(委員長) これは文化芸術振興基本法の書き方をそのまま持ってきている。

(委員) 先ほどの話で、安土には奥石神社に老蘇嚙子があつて復活させようとしている。

文化の伝承的なところ、新しい伝統文化ということもちょっと書いてほしい。

(委員長) 第11条の後段をもう少しカラフルにしたほうがよい。

(委員) なるべくわかりやすい条例をと思う。「定義」のところだが、芸術の中に漏れのないようにお願いしたい、「…など」でとめてよいのかなど、ちょっと考えて頂きたい。三村さん、城念さんおっしゃるように安土の事も十分に踏まえ、もちろん旧近江八幡市内のこともふまえた計画にお願いしたい。

(委員長) 今、委員のおっしゃった「定義」のところですが、これについてはこの前お渡しした枚方市を参考にして考えてみてください。映像とか入れるのか、その他の芸術。参考にしてほしい。

(委員) みなさんと意見が違うと思うが、安土、旧の八幡などの議論はこの場ではもうよいのではないと思う。条例をつくるのですから、もう近江八幡市だけでいいのではないか。旧の安土がとうとかいう概念は条例ではもう盛り込む必要はないのではないか。それと、文化芸術の振興は、根拠がこの条例だと思う。先ほど言い忘れたが、目的のところ、文化振興施策は継続性が大事だということを書き添えていただきたい。総合的かつ計画的にとは書かれているが、継続していくということに力を入れて頂きたい。

(委員長) 今おっしゃったように継続性のところを入れるよう工夫が必要である。大事なところで、施策は思いつきでしたりしてはいけない。合併したのであるから、旧市町の話ばかりではなく近江八幡市としてお願いします。

(委員) 合併の関係で、これ（文化の条例策定）はプラスに考えている。具体的なことはこれからの計画にお願いします。

(委員) 安土の方に気をつかっていただいているように感じたが、近江八幡市の目線でこれを考えていきたい。合併して、私たちが考えるのではなくこれから先の人達の事を考えてもらいたい。事情によっては見直しされるとしたら、見直しできるのは市長さんだけですか。

(委員長) 発議するのは、第16条に審議会設置とありますから、審議会で提案していく。審議会も市長も動かないとなったらいろいろな方法がある。

- (委員) 条例というものはいいものが出来ればと思う。
- (委員) 継続の事ですが、発信しないと継続はできない。
- (委員長) 「発信」も入れる。
- (委員) 確認ですが、定義のところ、第1項と第2項とわかれていて二つ意味がある。第1項は有形みたいなもの、第2項の方は無形のもの、カルチャーの意味合いのものと解釈してよいか。
- (事務局) 定義という限定的なものではない。
- (委員) 第1項は即物的な、人間がつくったものという感じ、第2項の方がそうではなく創造したものというかカルチャーショックという時に使うカルチャーの意味か。
- (委員長) 違います。事務局に代わって答えますが、第1項は文化の定義、第2項は文化活動についての定義です。
- (委員) 文化という定義にカルチャーショックとかでいうカルチャーは関係ないのか。
- (事務局) そのカルチャーは、生活文化の意味です。
- (委員) では、生活文化を含めて第1項にかかれてあるということですね。
- (委員長) ただ文化芸術振興基本法では、生活文化について定義をしている。しかし、生活文化というのは衣食住すべてだと思います。ここでは、文化とは「芸術など」としている。生活文化の中に文化的資産も入れようとして、たとえば左義長なども入れようという野望がここにある。生活文化をはずすと芸術文化振興条例ということに。これは自治体の選び方です。委員の方からは少し広すぎないかという意見があった。
- 「地域として形成されてきた文化資産として認めるべき生活文化」となるのではないか。鮎ずしは生活文化になる。
- では時間になりましたので、次回はいつ開催しますか。
- (事務局) 9月前半でお願いしたい。～日程調整～次回、9月11日(水)19時～。

以上